



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第19号 令和3年4月 発行



A COLUMN ～記事～

### 「テレビ電話での定款認証」～便利な世の中～

先日、他の都道府県に株式会社を設立したいという依頼を受けました。株式会社を設立するためには、法務局に設立登記を申請する前に、公証役場で定款の認証を受けなければなりません。公証役場は日本中にありますが、定款の認証を受ける公証役場は、会社の本店所在地と同一都道府県の公証役場に限定されます。さらに、定款の認証を受ける際には、必ず公証人の先生と司法書士などの資格者が対面で行う必要があります。そのため、今までは他の都道府県に本店を置く株式会社の設立はとても大変で、その都道府県の公証役場まで行くか、その公証役場の近くの司法書士に復代理を依頼していました。

しかし、数年前からテレビ電話での定款認証が可能となりました。私も今回、テレビ電話での定款認証を利用させてもらいました。やり方もとても簡単で、事前にテレビ電話のアプリをダウンロードし、当日は公証役場から送られてきたURLをクリックするだけで、公証人の先生と顔を合わせて会話が出来ます。

今の世の中、色々なものがデジタル化され、とても便利になっています。私もその恩恵をいつも受けていますが、いくらデジタル化されたとしても、やはりお相手と直接お会いしてご説明をしなければならないものもあるように思います。

現在、公正証書遺言作成の依頼をうけており、私が公証人の先生とやり取りをしています。先日、私と公証人の先生との間で文面が決まりましたので、お客様に文面を確認して頂こうと思い、お客様にお電話を差し上げたところ、メールで文面を送ってくれば良いと言われましたが、何か齟齬があってはまずいので、直接お客様のご自宅に伺い説明をさせて頂きました。遺言にお客様の意思と異なる箇所があり、お客様の死後、思っていたのと違う財産の分配となってしまう大変なので、お客様の意思をもう一度確認するためにも、直接ご自宅に伺わせて頂きました。

便利な世の中になったとは言っても、その便利さを最大限享受するためには、原則がしっかりしていなければいけません。私たちにとっての原則は、お客様の意思を尊重し、その意思を最大限実現することです。この原則を徹底してこそ、現代の便利さを享受する資格があるのではないかと思います。

勉強をすれば、士業の資格を取ることは可能です。しかし、士業の資格だけを持っていても、その仕事はどういうことを目的としているかということをしっかり理解していなければ、お客様のために仕事を行うことは出来ないのではないのでしょうか。



EXPLANATION ～解説～

### 成年後見人制度～認知症の人などを保護

平成12年に成年後見人制度が開始して、もう20年以上経ちました。認知症等で、判断能力を欠く方のために、裁判所で代理人を選任してもらい、その代理人が本人に代わって、様々な法律行為を行うという制度です。少し前までは、後見人に親族が選任されることはまれであり、ほとんどが弁護士・司法書士などの専門職後見人が選任されていたこともあり、とても使いにくい制度と言われていましたが、数年前に最高裁が、後見人は親族後見人を原則とするという判断を各家裁に通知しました。この最高裁の判断により成年後見人制度が一般の方にも使いやすい制度になることを祈っています。

成年後見人が行う仕事には、大きく分けて「財産管理」と「身上監護」の二つがあります。後見人に就任した場合、本人(被後見人)のために、財産管理と身上監護を行うわけですが、この言葉だけでは、どのようなことを行うのか正直分からないと思います。

そこで、今月号では、成年後見人について解説をしたいと思います。

## 1. 成年後見人の仕事

前述の通り、成年後見人の仕事には、「財産管理」と「身上監護」があります。財産管理とは、その名の通り被後見人の方の財産を管理することを指します。後見人は、被後見人の現金・預貯金・不動産・金融資産の管理から納税処理までを行う権限があります。

次に、身上監護についてです。ここでいう身上監護には、現実の介護行為は含まれません。後見人が行う身上監護は、主に被後見人が生活をしていくための各種契約を指します。医療・介護に関する契約、施設への入所契約などが該当します。

なお、後見人が選任されても、被後見人は日常生活に関する行為は自由にすることが出来ます。日常生活に関する行為とは、食料品や衣料品等を購入する行為のことです。このような行為についてまで、必ず後見人が行わなければならないとすると、被後見人の方や関係者に多大な不利益があるため、日常生活に関する行為については、被後見人が自由に行うことが可能となっています。

また、後見人が被後見人の代理として行う契約についても、家庭裁判所の許可が必要となるものもあります。

## 2. 裁判所への報告

家庭裁判所は、必要があればいつでも後見人に対し、報告を求めることが出来ます。これにより、家庭裁判所が後見人の仕事をチェックするわけです。いつでも報告を求めることが出来るとは言っても、実務上は年1回程度の報告で済むことが多いです。

家庭裁判所の指示に従わずに、定期的な報告を怠ると、家庭裁判所が成年後見人を解任することもありますので、後見人の方は、指示にありましたら、速やかに報告をするようにしましょう。

## 3. 成年後見以外の後見

後見制度は、成年後見だけではありません。ご本人の判断能力の程度によって、下記のように分かれています。

- ① 成年後見: 判断能力を欠く常況にある者を保護⇒常に自分で判断して法律行為をすることは出来ない
- ② 保佐: 判断能力が著しく不十分な者を保護
- ③ 補助: 判断能力が不十分な者を保護

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

# 司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士  
久田事務所  
〒921-8812  
野々市市扇が丘9番20号  
扇が丘ビル106  
TEL: (076) 227-8019  
FAX: (076) 227-8061



### 〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「登記・相続・債務整理の無料相談」を実施しています  
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

✉ [info@hisada-office.jp](mailto:info@hisada-office.jp)

<http://www.hisada-office.jp/>